

複写禁止

様式第21号(第36条関係)

指令資源第104号

一般廃棄物処理業許可証

宇部市大字上宇部2812番地

株式会社 ヒラタ

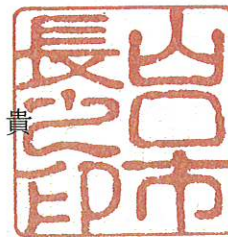
代表取締役 新川 勉

令和6年2月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和6年3月7日

山口市長 伊藤 和貴

記



- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(木くず、草)
- 収集・運搬・処分の方法 収集及び運搬
- 営業所・事務所等の所在地 宇部市大字上宇部2812番地
- 許可する区域又は事業所等 旧小郡町、旧秋徳町及び旧阿知須町区域内の事業所に限る
- 許可の期間 (自) 令和6年4月1日
(至) 令和8年3月31日
- 許可車両 別紙のとおり
- 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物(ごみ等)収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。